**１　加算増額（単位数増）の算定の場合、予定月の前月15日までにメール又は郵送【消印有効】**

　　　（例：変更日が12月1日のとき11月15日までに投函）

２　加算減額（単位数減）の算定の場合、判明後速やかに**メール又は郵送**にて提出。

３　福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を新たに算定する場合は、前々月の末日までに**メールで提出**

　　　（例：算定開始日が12月1日の場合、10月末日までにメールで提出）

４　前年度実績が算定の要件となる加算について、

大阪府では加算を算定する年の４月1５日までに**メール又は郵送【消印有効】**

※　締切日は厳守してください。なお適正な書類として受理した場合につき、変更日から算定可能です。

※　補正の解消等に時間を要しますので締切にかかわらず、できる限り早めの提出をお願いします。